

【国民生活事業】生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付等に関するQ & A（令和2年3月19日現在）
（新たに追加したものは黄色で表示しています。）

<融資制度等について>

Q 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要や融資限度額などを教えてください。

A 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近の売上が一定程度減少している生活衛生関係事業者の方にご利用いただける融資制度です。

災害により被害を受けた方がご利用いただける災害貸付と同様に、ご融資利率が低減され、長期でご返済いただけます。

ご融資限度額は、既存の融資制度の残高にかかわらず別枠で、6,000万円です。このうち3,000万円を限度として、当初3年は災害発生時の融資制度に適用される基準利率から0.9%低減した利率が適用されます。3年経過後は災害発生時の融資制度に適用される基準利率となります。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

なお、ご利用にあたって、振興計画認定組合の組合員の方は、振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」、それ以外の方は都道府県知事の「推せん書」（借入申込金額が500万円以下の場合には不要）が必要となります。

Q 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付には申込期限がありますか。また、早く申し込まないと申込受付枠に達してしまい、その後の申込受付が断られるといったことはありませんか。

A 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付に申込期限はございません。また、本特別貸付は十分な融資規模に対応できる予算が当てられておりますので、ご安心ください。

<現在ご利用中の方について>

Q 先日、新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口にご相談して、融資をしてもらったばかりですが、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件に変更してもらえますか？

A 1月29日以降にご利用いただいている方におかれては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

お手続きについては、改めてご案内いたします。

Q 年末に融資をしてもらったばかりですが、新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化しました。再度、融資の相談はできますか？

A 直近でご利用いただいた方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は、ご相談を承っております。お気軽にご相談ください。

<創業して間もない方について>

Q 創業して1ヵ月ですが、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資対象になりますか？

A 誠に申し訳ございません。創業後3ヵ月未満の方は、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付のご融資はご利用いただけません。

創業して間もない方向けの生活衛生新企業育成資金など、お客さまに応じたご融資制度をご案内いたしますので、ご相談ください。

Q 半年前の創業時に融資を受け、返済が始まったばかりです。新型コロナウイルス感染症の影響で、創業時に立てた売上計画の達成が困難になり、資金繰りも悪化しています。追加融資の相談はできますか？

A ご返済が始まったばかりの方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は、ご相談を承っております。お気軽にご相談ください。

<ご利用いただける方について>

Q ご利用いただける方は「最近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方」とされていますが、新型コロナウイルス感染症の影響でここ2週間で売上が急減しているものの、今月の売上高としては前年または前々年の同期と比較すると増加しています。このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

A 「最近1カ月の売上高」は、単純な前年または前々年同期の月の売上高との比較だけでなく、売上高の確認日を基準として、①確認日の前月の売上高又は②確認日の前日や直近の売上集計日から遡って1カ月の売上高を確認させていただきます。

たとえば、確認日が令和2年3月18日の場合は、最近1カ月の売上高は、①令和2年2月の売上高又は②令和2年2月18日から令和2年3月17日までの合計売上高などで確認させていただきます。

なお、その際には帳簿等を確認させていただくことがございます。

Q 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていますが、店舗増加（もしくは合併、業種の転換など）により、前年（前々年）同期と単純に比較すると売上は増加しています。このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

A 前年（前々年）同期と比較するのが馴染まない場合でも、ご利用いただけることがありますので、お申込みや面談の際にご相談ください。

<申込方法等について>

Q 申込書類を揃えましたが、どのように申込したらよいですか。また、申込は支店の窓口に行かないといけませんか。

A お客さまが事業を営む所在地を担当する支店にご来店いただき、申込書類をご提出いただくか、郵送でご提出ください。支店の住所などは[こちら](#)、支店の担当地域は[こちら](#)をご覧ください。

Q 申込に必要な書類は支店の窓口に行かないともらえませんか。

A 支店の窓口にご来店いただかなくても、[お申込手続き・ご提出書類](#)などからダウンロードいただけます。

<生活衛生改善貸付、マル経融資について>

Q 新型コロナウイルス感染症関連で拡充された生活衛生改善貸付の内容を教えてください。また、申し込みたいのですが、どうしたらよいですか。

A ご融資制度の内容は、[こちら](#)をご覧ください。

今後のお申込手続きは、ご加入の生活衛生同業組合、もしくは都道府県生活衛生営業指導センターにご相談ください。

Q 新型コロナウイルス感染症関連で拡充されたマル経融資（小規模事業者経営改善資金）の内容を教えてください。
また、申したいのですが、どうしたらよいですか。

A ご融資制度の内容は、[こちら](#)をご覧ください。
今後のお申込手続きは、最寄りの商工会議所、商工会にご相談ください。

<無利子化・利子補給について>

Q 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付は「実質的に無利子」と聞きましたが、概要を教えてください。

A 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付は、一定の要件に該当する場合、当初3年間、3,000万円を限度として、災害発生時の融資制度に適用される利率から0.9%低減した利率が適用されます。

ご融資後は、利息も含め公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへお返する、いわゆる利子補給の制度（特別利子補給制度）（注）が政府において設けられることになっており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。

（注）生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件無し	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

（※1）小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

（*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

（※2）売上高要件の比較は、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較します。

特別利子補給制度の具体的な手続きや実施機関などについては、詳細が中小企業庁ホームページ等で公表されるまで今しばらくお待ちください。

参考：[経済産業省のパンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」](#)